

別表（第3条関係）

種類	名称	位置
身体障害者授産施設	足立区大谷田就労支援センター	東京都足立区大谷田三丁目44番3号
	梅島分場	東京都足立区梅島三丁目31番19号
	足立区谷在家福祉工房	東京都足立区谷在家三丁目13番1号
身体障害者福祉センター	足立区神明デイサービスセンター	東京都足立区神明南二丁目6番18号
	足立区谷在家デイサービスセンター	東京都足立区谷在家三丁目13番1号

（提案理由）

身体障害者福祉施設を再編するとともに、身体障害者福祉法の改正に伴い支援費制度を導入する必要があるため、この条例案を提出いたします。

第107号議案

足立区乳幼児の医療費の助成に関する

条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木 恒 年

足立区乳幼児の医療費の助成に関する

条例の一部を改正する条例

足立区乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年足立区条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「4歳」を「5歳」に改める。

付 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（提案理由）

所得制限の適用年齢を引き上げる必要があるため、この条例案を提出いたします。

第108号議案

足立区在宅介護支援センター条例の

一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木 恒 年

足立区在宅介護支援センター条例の

一部を改正する条例

足立区在宅介護支援センター条例（平成7年足立区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

足立区在宅介護支援センター-西新井	足立区西新井二丁目5番5号
-------------------	---------------

付 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（提案理由）

足立区在宅介護支援センター-西新井を開設する必要があるため、この条例案を提出いたします。